

時事新報

第十二三百四十九號

明治十九年八月九日 (辛丑)

月曜日

明治十九年八月十日 (壬寅)

月曜日

(西暦一千八百八十六年)

さて文明諸國の例あるがゆゑに我宮内に於ても日本演劇の改良は必ず深く嘉賞せらるゝ所あるべきかとそれなり果して然らば今日本の芝居を改良するに當りて途横はるの故障種々なりといへども必ずしも成るなり

改常局者も大お其類ひ所を得て成功を急ぐ工風を得べく傍以て劇場に新築は左まで困難事あらずと信するなり

功の望みと云ふべからざるなり

官報

報

改常局者も大お其類ひ所を得て成功を急ぐ工風を得べく傍以て劇場に新築は左まで困難事あらずと信するなり

功の望みと云ふべからざるなり

内務省告示第十九號

報

左ノ地方ヲ虎列刺病流行地ト認定ス

東京府(伊豆七島小笠原島ヲ除ク)神奈川縣下谷郡

長崎縣 新潟縣(佐渡國ヲ除ク)千葉縣 福井縣 岩根

高知縣 福岡縣 佐賀縣

明治十九年八月七日 内務大臣伯爵山縣有朋

當府下ニ於テ虎列刺病流行ニ付古着及ヒ盤瘻ナ他府縣

ヘ輸送スヘカラス若シ之ニ違犯シタル者ハ刑法第四百

二十六條第四項ニ照シ二日以上五日以下拘留ニ處シ

又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

但即日ヨリ施行ス

明治十九年八月七日 警視德監三島通廣代理

警視副總監鶴賀吉直

明治十九年八月七日 東京府知事高崎五六

(各通) 内閣

法律取調委員会

流行地外

日新患二人

患四十八人

死四人

新患死八十

天城縣去る

鹿兒島縣去

九日新患二

死七人

新患死三十

日迄新患五

天城縣去る

鹿兒島縣去

十八日より本

分縣去月二十

日新患二人

死四人

新患死四十

天城縣去る

鹿兒島縣去

二十一人

新患死二

死五日新患

二十二人

新患死二

死五日新患

二十三人

新患死二

死五日新患

二十四人

新患死二

死五日新患

二十五人

新患死二

死五日新患

二十六人

新患死二

死五日新患

二十七人

新患死二

死五日新患

二十八人

新患死二

死五日新患

二十九人

新患死二

死五日新患

三十人

新患死二

死五日新患

三十一人

新患死二

死五日新患

三十二人

新患死二

死五日新患

三十三人

新患死二

死五日新患

三十四人

新患死二

死五日新患

三十五人

新患死二

死五日新患

三十六人

新患死二

死五日新患

三十七人

新患死二

死五日新患

三十八人

新患死二

死五日新患

三十九人

新患死二

死五日新患

四十人

新患死二

死五日新患

四十一人

新患死二

死五日新患

四十二人

新患死二

死五日新患

四十三人

新患死二

死五日新患

四十四人

新患死二

死五日新患